様式第44号（第24条関係）

|  |
| --- |
| 換価の猶予取消通知書 |
| 年　　月　　日住（居）所（所在地）氏名（名称）　殿村長　　　　　　　　印年　　月　　日付であなたの滞納金額に係る差押財産の換価を一時猶予しましたが、本日付で猶予を取り消しましたから、下記の滞納金額は　　月　　日までに納付（納入）して下さい。 |
| 換価の猶予の取消額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・・ | ・・ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 取消理由 | 根拠条文 | 地方税法第15条の6第1項第　　号 |
|  |
| 注意 | 1　上記の滞納金額を納付（納入）されるときは、　　年　　月　　日から納付（納入）する日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（納期限（更正、決定、修正申告書の提出があったものは申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した額の延滞金額を上記の延滞金額の欄に掲げた金額に加算して納付（納入）してください。ただし、計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨ててください。2　この通知に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により村長に審査請求をすることができます。 |